

# ジビエ・グルメ・グランプリ2015

## 出店者募集要領

### 第1 出店者の募集

開催要項第9で規定するジビエ・グルメ・グランプリ2015（略称は「GGG2015」とし、以下、略称とする。）の出店者募集は、この要領による。

### 第2 出店資格

GGG2015の出店資格は以下の1、2のいずれかの要件を満たし、開催期間中のすべてに出店し、ブースを運営できる者とする。

- 1 愛知県内に居住する個人又は主たる事務所を持つ団体若しくは営業拠点を持つ法人
- 2 愛知産ジビエを利用した商品を販売している（予定を含む）個人又は団体若しくは法人

なお、出店にあたっては、開催要綱第4に規定する主催者及び運営団体の指示に従わなければならない。

また、出店者は開催要綱第1に規定する消費拡大イベントで来場者へ提供している料理をジビエ料理コンテストへ出品するとともに、そのレシピを主催者のホームページ等で公表することに同意しなければならない。

### 第3 料理の要件

GGG2015に出品する料理は、愛知産ジビエと本県産農林水産物又は本県産農林水産物加工品（米粉など）若しくは本県特産品（豆みそなど）の1種類以上の材料を組み合わせたオリジナル料理とする。

ただし、過去にジビエ・グルメ・グランプリでグランプリを受賞した料理は出品することができない。

### 第4 料理の提供

来場者への料理の提供は有料とし、その価格は出店者が決める。

### 第5 ブースでの調理

ブースでの調理については、会場所在地を所管する保健所の判断に従わなければならない。

露店営業許可品目以外はブース内で調理することができない。

なお、露店営業許可品目であってもブース内で調理する場合は露店営業許可を習得していなければならない。

また、露店営業許可品目以外の料理を提供する場合若しくは露店営業許可を取得しない場合は、会場に隣接するどんぐり工房調理実習室等で調理し、調理した料理をブースで販売することとする。

### 第6 出店者数

GGG2015の出店者数は概ね20店とする。

## 第7 運営団体の負担

出店ブースのテント（3.6m×2.7m、1張）、机（150cm×45cm、3本）、イス（折りたたみ、3脚）、看板については運営団体が準備する。  
なお、ジビエ料理コンテストの審査用料理代金については運営団体が負担する。

## 第8 出店者の負担

以下については、出店者の負担とする。

- 1 食材（愛知産ジビエ含む）の調達とその費用  
なお、愛知産ジビエの調達については、運営団体の紹介を受けることができる。
- 2 来場者へ料理を提供する資材（容器等）の調達とその費用
- 3 ブース運営に必要な人員の確保とその費用
- 4 営業許可申請に要する費用
- 5 その他、第7に規定する以外の出店に要する費用

## 第9 応募

GGG2015に出店しようとする者は、募集期間内に「ジビエ・グルメ・グランプリ2015出店申込書」、「ジビエ・グルメ・グランプリ2015調理調査票」及び「ジビエ・グルメ・グランプリ2015出品料理レシピ」を運営団体へ、ファックス若しくは電子メールで提出しなければならない。

なお、メールで提出する場合は、件名に「GGG2015出店」と記述すること。

また、応募書類は返却しない。

<提出先>

特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ  
〒461-0005名古屋市東区東桜 2-18-3-702  
電話052-979-6710（土、日、祝日を除く午前 10時から午後 6時まで）  
F A X 052-979-6711  
E-mail kouryu@vns.or.jp

## 第10 応募期間

募集期間は、平成27年8月10日（月）から9月30日（水）までとする。  
なお、ファックス若しくは電子メールの場合は発信日有効とする。

## 第11 その他

その他、GGG2015の出店者募集に関して必要な事項は、主催者と運営団体が協議して決める。

なお、出店者に赤字が生じた場合でも、主催者と運営団体は補償しない。

附則 この要領は、平成27年8月10日から施行する。